

川崎市立宮崎台小学校いじめ防止基本方針

1 令和7年度 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・小学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

学校教育目標 心豊かに生きる力を育む

- 主体的に学ぶ力 — かしこく —
- 自他を尊重する心 — やさしく —
- 健康な心身 — たくましく —
- 豊かな感性 — ひろく —

学校経営方針（めざす学校像）

- 子ども一人一人のよさが生かされ、互いに認め合うことができる学校
- 社会に開かれた特色と魅力のある学校「チーム宮崎台」
- 家庭・地域との連携・協働による安全・安心な学校「オール宮崎台」

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

① 主体的に学ぶ力を育む	② 自他尊重の心を育む	③ 健康な心身を育む	④ 豊かな感性を育む
<ul style="list-style-type: none"> ○主体性を育む教育活動の推進 ○多様な学習方法の工夫と効果的な指導の充実 ○学び続ける教職員のための多様な研修の場の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○認め合う心の育成 ○自尊感情を高め、粘り強く取り組む心の育成 ○支援体制の推進と連携 ○人権尊重教育を基盤とした、一人一人を大切にする教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団の中における社会性の育成 ○健康・体力の向上 ○安全・安心な学校づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や学校の特色を生かし、社会に開かれた教育課程の編成 ○校内環境整備 ○読書活動の継続

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

<ul style="list-style-type: none"> ◎主体性を育む教育活動の推進 ◎多様な学習方法の工夫と効果的な指導の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ◎認め合う心の育成 ◎自尊感情を高め、粘り強く取り組む心の育成 ◎支援体制の推進と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ◎集団の中における社会性の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域や学校の特色を生かし、社会に開かれた教育課程の編成
---	---	---	--

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の推進 ・きめ細やかな学習指導、指導形態の工夫 ・教える教師からファシリテートする教師へ（学び合い、伝え合い） ・何をどのように学ぶようにするのか、見通しや振り返りも含めた授業づくり ・委員会活動・学級活動の推進 ・授業のめあてに応じたGIGA 端末の有効的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・共生＊共育プログラム、SOS の出し方教育 子どもの権利学習。 ・効果測定の適切な活用 ・センター級理解授業、多様性に関する授業等 ・異学年交流 ・一人一人頑張りや取組に対する価値づけ ・支援教育 CO、管理職と連携し、支援を必要とする子への適切な支援 ・外部相談機関との連携 ・ステップルームの活用 ・巡回カウンセラーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶、日ごろの言語等を含めた規範意識の育成 ・宮崎台スタンダードの活用 ・家庭教育と連携した基本的生活習慣の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、学校、子どもの思いや願いを意識した単元の開発や継承 ・地域の方、外部講師との連携や交流の推進 ・地域の人材を活かして ・多様な人とのかかわりを大切にした教育活動の推進（幼稚園や保育園との交流活動、小・中連携事業等）
---	--	---	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和7年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、教務主任、総括教諭、支援教育コーディネーター、学年主任、道徳主任、学警連担当
養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定と検証・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
 - 1年・・・・・・・・（学年主任）
 - 2年・・・・・・・・（学年主任）
 - 3年・・・・・・・・（学年主任）
 - 4年・・・・・・・・（学年主任）
 - 5年・・・・・・・・（学年主任）
 - 6年・・・・・・・・（学年主任）
 - センター級・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・支援教育コーディネーター）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭・学警連担当）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター）

7 令和7年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・職員の内容確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・個人面談の実施 ・かわさき共生*共育プログラムの取組についての確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の取組についての確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・第1回効果測定の実施 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の取組についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 「いじめのない学級づくりについて考えよう」 (代表委員会企画：宮崎台小のよいところ・自分の学級のよいところを発表しよう) ・いじめ未然防止のための職員研修 ・校内いじめ対策会議
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の取組についての確認 ・前期前半の生活のふりかえり ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定結果の読み取りと活用に関する研修 ・外部講師を招いた効果測定活用のための職員研修
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の取組についての確認 ・前期の反省とまとめ、後期の具体的な取組の確認 ・個人面談の実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の取組についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・前期生活のふりかえり
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の取組についての確認 ・権利派遣事業 CAP ワークショップの実施（2年） ・学校生活アンケート結果を受けての対応 【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (児童会：みんなが笑顔でいられる学校づくり・自分ができることについて考えよう)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の取組についての確認 ・第2回効果測定の実施・測定結果の読み取りと活用 ・みんながスマイル宮崎台プロジェクト行動（代表委員会） ・個人面談の実施 ・校内いじめ対策会議
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の取組についての確認 ・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施
2	【学校体制振り返り月間】の取組

	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の取組についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過、今後の取組についての確認 ・年間を通しての生活のふりかえり ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

- ・宮崎台スタンダードの徹底・ユニバーサルデザインの推進
→誰もが安心して学び過ごせる学校環境づくり
- ・人権アクティビティタイムの実施
→良好な人間関係の構築と社会性の育成

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・学級のよさや学校のよさを伝え合う
- ・いじめのない学級づくり・いじめについて考え、伝え合う
- ・みんなでスマイル宮崎台プロジェクト運動の取組
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動

[交流活動の活性化]

- ・異学年活動（各種集会 等）
- ・委員会活動（思いやりの木運動、あいさつ運動 等）
- ・幼保小中連携活動（体験入学 等）
- ・町内会や子ども会など地域行事での異世代交流

[啓発活動]

- ・みんなでスマイル宮崎台プロジェクト運動
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動等

保護者の取組

- ・家庭教育学級等での啓発
- ・見守り活動

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動、民生委員・主任児童委員との連携、町内会安全部との連携

他機関との連携

- ・わくわくプラザ
- ・学区内保育園・幼稚園
- ・宮前区教育担当、地域みまもり支援センター等
- ・中部児童相談所、教育相談センター等